

ダイビング船に対する法令適用関係等について(1)

○ダイビング船に対する関係法令の適用関係の概要は、以下のとおり。

法律名	適用関係	規定されている主な義務（ガイドラインの内容に関連するものを中心に抜粋）	罰則の有無 (行政処分を含む)
船舶安全法	適用	- 船舶の構造(強度、水密性など)、法定備品(救命設備、無線設備など)の備え付け - 船舶検査の受検(定期、中間、臨時含む) - 航行区域や乗船定員等、船舶検査証書に記載された事項の遵守	あり
船舶職員及び小型船舶操縦者法	適用	- 乗船基準等に適合する海技免状又は小型船舶操縦免許証を受有する船長の乗船 - 船長の遵守事項(見張りの実施、発航前検査 等) ※小型船舶のみ	あり
船員法	船舶による※	- 船長の在船(旅客の乗船から退船までの間) - 船長の遵守事項(航海当直の実施、発航前の検査、火災の予防等) - 特定教育訓練 ※旅客事業用小型船舶のみ - 操練の実施	あり
		※以下のいずれかに該当する場合、船員法は適用されない。 - 総トン数5トン未満の船舶 湖、川若しくは港のみを航行する船舶 - 運航体制等から船員労働の特殊性が認められない小型船舶(ダイビング船を含む。)	
海上衝突予防法	適用	- 見張りの実施 - 潜水時の国際信号旗A旗の掲揚(又は全周灯の掲揚等)	なし
海上運送法	—	- 事業開始(休廃止)の届出／登録／許可 - 安全管理規程の届出、遵守 - 安全統括管理者、運航管理者の選任 - 旅客名簿の作成、備置き	—

(小型船舶・・・総トン数20トン未満の船舶)

○ 第一回検討委員会における委員質問への回答は、以下のとおり。

1. ライフジャケットを乗船定員分備え付けなかった場合の罰則

→ライフジャケットを船舶から取り外し※しようとするときは、臨時検査の受検が必要(詳細は船舶安全法施行規則第19条第3項第3号を参照)。
未受検で航行した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。 ※小型船舶にあつては、実際の航行に際して、乗船する人員分以外のライフジャケットを一時的に取り外す場合を除く。

2. 検査時に付いていた仕切り板を取り外して航行した場合の罰則

→仕切り板を取り外すなど、船舶の復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとするときは、臨時検査の受検が必要(詳細は船舶安全法施行規則第19条第3項第10号を参照)。
未受検で航行した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

3. ダイビング船の船長に必要な免許

→ダイビング船の船長は、船舶の大きさや航行する区域に応じて定められた乗船基準等に適合する免許(小型船舶の船舶の場合、一級又は二級の小型船舶操縦士の免許)が必要。
特定操縦免許は不要。

4. ガイドラインと沖縄県水上安全条例の関係について

→ 沖縄県の水上安全条例は、沖縄県における海水浴、プレジャーボート、ダイビング、スノーケリング等の幅広い海洋レジャーを対象とし、当該レジャーそのものに伴う水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とした条例である。

他方、本ガイドラインは、ボートダイビングに使用する「ダイビング船」の運航の安全を確保することを目的とし、ダイビング船に適用される法令の規定も考慮した上で、船長をはじめ、ダイビング事業者、ダイビング客等の幅広い関係者がそれぞれ守るべき基本的事項について取りまとめるものである。

なお、ダイビング船の運航実態は地域によって様々であるところ、本ガイドラインは全国共通のベースラインであり、それぞれの地域において、地域の実情を踏まえた必要な措置を取り入れて安全確保が図られることを想定している。

(小型船舶・・・総トン数20トン未満の船舶)